

奈良県県民くらし相談センター条例をこのに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第二十一号

奈良県県民くらし相談センター条例

（設置）

第一条 県民の暮らしに関する相談に応ずること等により、県民の暮らしの安定及び向上に資するため、奈良県県民くらし相談センター（以下「センター」という。）を奈良市及び大和高田市に設置する。

（事業）

第二条 センターは、次の事業を行う。

一 消費生活及び食品の相談、商品のテスト並びに消費者安全の確保のための情報及び食品の安全性の確保に関する情報の収集及び提供に関すること。

二 男女共同参画に係る相談並びに男女共同参画を推進するための情報の収集及び提供に関すること。

三 母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に係る相談並びに母子家庭等を支援するための情報の収集及び提供に関すること。

四 外国人に係る生活の相談並びに多文化共生を推進するための情報の収集及び提供に関すること。

五 その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

（職員等）

第三条 センターに、センターの長、センターの事務を行うために必要な職員及び相談員（消費生活相談員（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者をいう。）及び前条第一号から第四号までに掲げる事業のうち相談に係る業務に従事する職員をいう。次条において同じ。）（以下「職員等」と総称する。）を置く。

（相談員の人材及び待遇の確保）

第四条 センターは、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行つた結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員等の資質の向上)

第五条 センターは、職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の適切な管理)

第六条 センターは、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(その他)

第七条 センターの管理運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(奈良県消費生活センター条例及び奈良県女性センター条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 奈良県消費生活センター条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十号）
- 二 奈良県女性センター条例（昭和六十一年三月奈良県条例第二十八号）